

令和6年度漁獲情報即時共有システム構築業務委託仕様書

本契約の業務内容は契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 委託業務の目的

静岡県は、「水産業デジタル技術実装促進事業」において、水産業者の所得向上や操業効率化、市場の活性化に取り組んでいる。

本業務は、上記事業に関連して、令和5年度に構築した操業判断情報集積システムを活用し、漁業現場で集約した情報を市場関係者、買受人、実需者（販売業者、飲食店、加工業者等）と即時共有することで、入札参加者の増加や新たな需要先の開拓による産地市場の活性化に繋げることを目的としている。

2 実施時期

契約日から令和7年3月31日まで

3 適用範囲

- (1) 本業務は、この仕様書に記載する範囲とする。ただし、仕様書に記載がない事項であっても、本業務の受注者（以下「受注者」という。）が本業務の履行において必要不可欠と判断する事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担行為を定めている場合を除き、全て受注者の負担で実施するものとする。
- (2) なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が生じた場合は、費用負担等も含め、静岡県と受注者が協議の上、決定する。

4 業務内容

(1) 委託内容

産地市場の活性化を目的に、漁業者が漁業現場で集積した情報を利用者と即時共有し、その先の顧客等へ発信可能な「漁獲情報即時共有システム」（以下「本システム」という。）の構築・試運用を行い、現場に実装する業務

ア システムの基本要件

- ・集積した情報は、タブレットやスマートフォンで閲覧できるシステムとすること。

- ・異なるOSの端末から同時にシステムに接続しても問題なく使用できること。
- ・操作性、視認性、システム管理の効率を考慮したものであること。

イ 機能仕様

①情報収集・処理機能

- ・令和6年度における本事業の情報の収集場所として、伊東市沿岸の定置網漁業者を想定すること。契約後の事業実施にあたっては、県水産振興課と協議のうえ決定すること。
- ・情報即時共有システムに必要な音声情報等を入力できるインターフェースを現場へ提供し、入力された情報をリアルタイムで処理可能なシステムを構築すること。なお、この処理とは、音声情報等の大容量ファイルを、ウェブ上でテキストや表形式で閲覧するために変換、解析するシステムを想定すること。
- ・取得した情報の処理、保管をするオンプレミス型保管・管理システムを構築すること。なお、情報管理用の機器は、既に設置されている機器を活用する手法でも可能とする。
- ・保管された情報は、個人情報保護法を遵守し適切に管理されるようにすること。
- ・掲載される情報が外部に公開されることについて、入力時に確認、了承、選択等できるようにすること。

②情報掲載機能

- ・情報収集機能でリアルタイムに処理された情報を、自動的にウェブ等へ掲載し、利用者が素早く情報を閲覧できるよう掲載機能を用意すること。
- ・なお、掲載先は既存のウェブページ等を活用する手法でも可能とする。
- ・掲載する情報は、利用者が活用しやすいよう要約するとともに、見やすさ、発信のしやすさを考慮すること。
- ・閲覧機能は、スマートフォン（iOS、Android）及びパソコン（Windows、MAC）対応のブラウザで視聴できるものとする。

③情報即時共有・発信機能

- ・掲載する情報は、閲覧した利用者がスマートフォン（iOS、Android）及びパソコン（Windows、MAC）で、既存SNS（LINE、Instagram、X（旧Twitter））等を活用して発信できるようにすること。

ウ 導入・運用支援に関する要件

- ・利用者等による本システムの円滑な運用を促すための講習及び指導を行うこと。
- ・委託契約期間内において、本システムに関する問い合わせに対する対応や運用効率向上を目的とした助言等の支援を行うこと。

(2) 成果品

- ・本システムの試運用及び導入結果に関する報告書
- ・本システム運用に係る講習内容の電子データ
※①pdf形式、②Word形式もしくはPowerPoint形式の2種類の電子データを納品すること

(3) 納入場所

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課

5 証拠書類の保存

本業務に関する書類は、業務終了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

6 その他

(1) 著作権等

- ・本業務により作成された全ての成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- ・県は、受託者の著作者人格権の同一性保持権に接触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。
- ・契約終了時に他のシステムへのデータ移行の必要が生じた場合は、県又は県が指定する移行先へデータの提供や名義変更等の手続きを行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、双方誠意を持って協議し解決にあたること。

(2) 上記に定めのない事項については、静岡県と受注者が協議の上、決定する。

◇参考イメージ

・システムの構築に当たっては以下のイメージを参考とすること。

